特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	南島原市　地方税賦課徴収システム　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
南島原市は、地方税賦課徴収システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
南島原市長

公表日
令和4年6月24日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課徴収事務
②事務の概要	【概要】 ・地方税その他の地方税に関する法律及び市税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 ・納税者等からの申請に基づき，税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 1. 納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理業務 （個人住民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税） 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 【具体的な事務処理】 ①住民税課税情報の照会 ②住民・給与支払者等からの申告等情報及び各種申請・届出書の受理 ③個人住民税の賦課決定・更正等 ④住民・給与支払者への税額通知の発送 ⑤賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行 ⑥軽自動車税課税情報の管理・異動・照会 ⑦軽自動車税の賦課決定・更正等 ⑧標識交付証明書等の発行 ⑨所有資産の照会 ⑩償却資産申告データの入力並びに納税通知書、課税明細書の出力 ⑪国民健康保険税の賦課・更正等 ⑫他自治体等からの調査回答及び他自治体等への税務調査実施 ⑬市税の収納、還付、充当等の事務処理 ⑭未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等 ⑮収納情報に基づく納税証明書等の発行
③システムの名称	個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納整理支援システム、審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号　別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、8の項、9の項、11の項、16の項、18の項、20の項、23の項、26の項、27の項、28の項、29の項、30の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、63の項、64の項、65の項、66の項、67の項、70の項、71の項、74の項、80の項、84の項、85の2の項、87の項、91の項、92の項、94の項、97の項、101の項、102の項、103の項、106の項、107の項、108の項、113の項、114の項、115の項、116の項、117の項、120の項、121の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号　別表第二の27の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務秘書課、市民生活部税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課　☎0957(73)6621 市民生活部税務課　☎0957(73)6642

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	1．③システムの名称		審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）	事後	追加
平成28年5月27日	4．②法令上の根拠		（別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項（27の項）	事前	追加
平成29年4月1日	8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部秘書広報課　☎050（3381）5001 市民生活部税務課　☎050（3381）5023	総務部秘書広報課　☎0957（73）6622 市民生活部税務課　☎0957（73）6642	事後	
平成29年4月1日	1．③システムの名称	個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）	個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、中間サーバー	事後	
平成30年7月4日	5．②所属長の役職名	税務課長　川島進一	税務課長	事後	
平成31年4月1日	7.請求先	総務部秘書広報課	総務部総務秘書課	事後	
平成31年4月1日	8.連絡先	総務部秘書広報課　☎0957（73）6622	総務部総務秘書課　☎0957（73）6621	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	なし	新規記入	事後	シート追加による新規記載
令和3年4月1日	Ⅰ－4．②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項）	（別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項）	事後	番号法改訂により、項目20、38、53、85の2を追加
令和3年6月22日	Ⅰ－4．②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による号ずれ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月24日	Ⅰ-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項（27の項）	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号　別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、8の項、9の項、11の項、16の項、18の項、20の項、23の項、26の項、27の項、28の項、29の項、30の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、63の項、64の項、65の項、66の項、67の項、70の項、71の項、74の項、80の項、84の項、85の2の項、87の項、91の項、92の項、94の項、97の項、101の項、102の項、103の項、106の項、107の項、108の項、113の項、114の項、115の項、116の項、117の項、120の項、121の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号　別表第二の27の項	事後	番号法改訂により、項目30、121を追加、及び、表記の変更
令和4年6月24日	Ⅰ-1. ③システムの名称	個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、中間サーバー	個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納整理支援システム、審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、中間サーバー	事後	正式名称への修正